「まめバス」 10/1㈫から
「草津・栗東・守山くるっとバス」で

交通系ICカードが使えます！

10月1日㈫から、市内を運行するコミュニティバス「まめバス」と「草津・栗東・守山くるっとバス」で、ICOCAなどの交通系ICカードを利用した、運賃のキャッシュレス決済が可能になります。さらに、交通系ICカードで決済すると、現金で支払うよりも、お得に利用できるサービスを開始します。

問 交通政策課（5階）☎561-2343、FAX561-2487

導入路線

路線図はこちら

- 「まめバス」
  商店街循環線・草津駅医大線・山田線・笠縫東常盤線・草津駅下笠線
- 「草津・栗東・守山くるっとバス」
  大宝循環線・宅屋（やけや）線

サービス内容

ICOCA以外にも、SuicaやPiTaPaなど、多くの交通系ICカードが利用できます

- **交通系ICカードでの運賃支払い**
  ICOCAや全国相互利用が可能な交通系ICカードにチャージされた残高を使って、バスの運賃を支払うことができます。降車時、運賃箱に設置しているICカードリーダーにタッチしてください。
  ※バス車内ではチャージできませんので、乗車前に運賃以上の金額が残っているかご確認ください
- **交通系ICカード割引**
  交通系ICカードで運賃を支払うと、割引を受けられます。割引後の運賃は、下の表のとおりです。詳しくは、10月配布予定のまめバスマップをご覧ください。

片道（1回目）	現金	ICカード	割引率
大人	200円	180円	10%
子ども	100円	90円	

往復・乗換（2回目以降の乗車）	現金	ICカード	割引率
大人	100円	90円	10%
子ども	50円	50円	

※3回目以降の乗車時に割引を受ける場合は「往復・乗換割引券」が必要です。割引券が必要な人は、2回目降車時に運転手へ申し出てください

回数券の廃止

交通系ICカードの導入に伴い、来年3月31日㈪でまめバス回数券の販売を終了します。
※販売終了後も、購入済みのまめバス回数券は使用できます

日時・期間 場所 対象 定員 費用（記載がない場合無料） その他 申し込み・応募方法 問 問い合わせ先
市役所への郵送は、〒525-8588 草津市役所（課名など） ☎・FAX 市外局番は「077」 市制施行70周年記念事業

すべての人を大切にするまちに

― 正しく知って、差別を見抜く力をつける ―

問 人権センター
（大路二、キラリエ草津3階）
☎563-1177、FAX563-7070

市民意識調査の結果から

あなたは、自身の人権問題に関する学習の在り方について、どのように考えていますか？
- もっと学習したいと思う（23.7%）
- 一応の理解を持っているつもりなので、あまり学習する気はない（64.5%）
- 自分には関係のないことなので、学習する気はない（6.8%）
- 不明・無回答（5.0%）

これは、昨年度に市で実施した「人権・同和問題」に関する市民意識調査での質問の一つと、その結果です。

この質問の回答として、学習に消極的な回答と考えられる「一応の理解を持っているつもりなので、あまり学習する気はない」が最も多いという結果でした。その回答数に「自分には関係のないことなので、学習する気はない」という回答数を合わせると、学習に積極的な回答と考えられる「もっと学習したいと思う」という回答数の3倍近くありました。

持っている知識の中身

調査結果ではその他に、学校や園、草津市が開催している人権研修会や市民のつどいなどの集会、各地域で行われている町内学習懇談会などに参加している人ほど、部落差別はうわさや偏見に基づく不合理な差別であると気付き、正しく理解している人が多くなる傾向も見えています。「なぜ差別があるのか」「その差別は自分とどう関わっているのか」などを学び続けながら自分の人権感覚を磨き、新しい情報や知識を更新しているのではないでしょうか。

反対に「私たちとは違う」「常識がない」などという誤った認識を持っている人は「本当かどうか分からないけど、家族や友だちも言っていた」「インターネットでうわさになっていた」「〝いいね〟がいっぱいついていた」など、情報の真偽があいまいなうわさや偏見などをうのみにして、それを正しいと信じてしまっているという傾向が調査結果で出ていました。

本当のことを知らないと本当ではないことが本当になる

今も被差別部落やそこに住む人たちへの誹謗中傷が絶えません。その理由としているのが、被差別部落に対する決めつけや偏見、あいまいな経験、根拠のない思い込みによるうわさ話です。そして、あたかも、そこに住んでいる人たち全員がそうであるかのような、ひとくくりにした見方などです。

自分は不確かな情報に惑わされないと思っていても、正しいことが分からなければ、何が差別なのか気付けません。そして、誤った知識を植え付けられ、差別してしまうかもしれません。そのことによって知らないうちに相手を傷付け、場合によっては命をも脅かすことになりかねません。だからこそ、正しく知って何が差別なのかを見抜く力をつけなければならないのです。

差別は、人と人との関係の中で生まれます。だからこそ、うわさや偏見に惑わされず、学びをとおして、部落差別をはじめ、あらゆる差別のない草津市を、一人一人の思いと力でつくっていきましょう。

第36回 市制施行70周年記念事業 いのち・愛・人権のつどい

申・問 人権センター（大路二、キラリエ草津3階）
☎563-1177、FAX563-7070、✉jinkence@city.kusatsu.lg.jp

- **テーマ** 戦争と平和
- **講師** 渡部陽一（わたなべよういち）さん（戦場カメラマン/ジャーナリスト）
  講演「戦場からのメッセージをあなたに
  ～ファインダー越しに見た命の現場～」

9月23日㈪・㈷ 13:00～15:15
所 草津クレアホール（野路六）
対 市内在住か通勤・通学している人
定 650人（当日先着順）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
2015年9月に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」を理念とする、国際社会共通の目標です。先進国と途上国が一丸となって、目標の達成をめざします。市でも第6次総合計画で、SDGsの視点を踏まえたまちづくりを進め、広報くさつでは、該当する記事にアイコンを表示します。